

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報通信国際戦略局の名称及び所掌事務並びに情報流通行政局の所掌事務を変更する等の改正を行う。

2. 改正事項

- (1) 情報通信国際戦略局が所掌する国際関係事務の総括の対象の総務省全体への拡大及び局の名称変更（総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）第 2 条、第 10 条等の改正）

情報通信国際戦略局が所掌する国際関係事務の総括の対象を、情報通信関係三局（情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局）から総務省全体に拡大する。また、情報通信国際戦略局の名称を「国際戦略局」に変更する。

- (2) 情報流通行政局の所掌事務への総務省全体のサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括の追加（総務省組織令第 11 条等の改正）

総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括事務を情報流通行政局に担わせることとし、情報通信国際戦略局から参事官 1 人を情報流通行政局に振り替え、当該総括事務を分掌させる。

- (3) 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進事務の情報流通行政局への原則移管（総務省組織令第 10 条、第 11 条等の改正）

情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進事務を情報通信国際戦略局から情報流通行政局に一部を除いて移管することとし、当該事務を担う情報通信政策課及び参事官 1 人を情報流通行政局に移管する。

- (4) 行政評価局及び管区行政評価局等の組織再編（総務省組織令第 40 条、第 134 条及び別表（第 137 条関係）等の改正）

行政評価局における調査機能及び行政相談機能の強化を図るため、本省に評価監視官 1 人を増員するとともに、管区行政評価局に行政評価局調査と行政相談をそれぞれ所掌する部を新設する等、組織再編を行う。

3. スケジュール（予定）

閣 議：平成 29 年 8 月 29 日

施行期日：公布の日（平成 29 年 9 月 1 日）（上記 2 の（1）から（3）まで）

平成 29 年 10 月 1 日（上記 2 の（4））